

要望事項回答要旨

要望項目	関係団体	担当 G
1 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』の遵守について	北海道環境整備事業協同組合	一般廃棄物 G
<p>【要望要旨】</p> <p>一般廃棄物の処理は市町村固有の事務であり、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令』により、委託料は、受託業務を遂行するに足りる額であることと定めております。</p> <p>平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決を踏まえ、同年 10 月 8 日付けで出された環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知では、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」、このことを「貴管内市町村に周知徹底及び指導方お願いしたい」となっております。</p> <p>これから続いてゆく人口減少は、市町村の財政基盤を弱体化させる。財政難を理由に委託料を引き下げる恐れがあり、地域は、負のスパイラルに陥り、地域崩壊がいつそう深刻なものになりますから、北海道が主導権を握り、地域を崩壊から救っていただきたいと思っております。</p> <p>また、平成 26 年 4 月 3 日の最高裁判決は、浄化槽保守点検業務を随意契約方式とする事は、『合特法』の趣旨を考慮して、下水道供用開始の影響を受けている一般廃棄物処理業者の保護として、行政の合理的な裁量の範囲内という判決です。</p> <p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知並びに最高裁判決を、折に触れ、市町村に周知されるようお願いいたします。</p>		
<p>【回答要旨】</p> <p>平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判例を踏まえ、同年 10 月 8 日付けで発出された環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知については、平成 26 年 10 月 23 日付けで政令市を除く道内各市町村、一部事務組合及び広域連合あて通知しており、今後とも廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について、指導・助言してまいります。</p>		

要望事項回答要旨

要望項目	関係団体	担当 G
2 『全道みな下水道構想』Ⅳについて	北海道環境整備事業協同組合	一般廃棄物 G
<p>【要望要旨】</p> <p>標記構想は、建設部まちづくり局都市計画課を事務局とする6部6課構成の「生活廃水施設整備連絡会議」においてまとめられています。</p> <p>第4章取組方針において、「効率的で持続的な汚水処理施設の整備を進めるため」「未普及地域における汚水管の新設について、予算の重点化を行い計画的な整備を進め、・・・一方、合併浄化槽による個別処理の整備達成率が低いことから・・・環境部局関係機関と連携し」とありますが、後述の「新たな整備手法の導入」「汚水処理の広域化・共同化」「下水道の経営改善」「民間活力の導入」を見ても、下水道について記載しているのみです。</p> <p>『令和時代の財政の在り方に関する建議』（令和元年6月19日財政制度審議会）では、「平成時代の過ちを繰り返すことは許されず」汚水処理施設については、「人口密度に応じ・・・コストの優位性が変わることを踏まえ、将来の各地域の人口密度の予測を十分に考慮し・・・個別処理への切り替え」と述べ、</p> <p>『合併処理浄化槽設置整備事業と下水道事業の調整について』（平成3年6月12日衛浄33号）では、「下水道事業区域内であっても七年以上の・・・整備が見込まれない区域において合併処理浄化槽設置整備事業を実施できること、本年6月19日公布の『浄化槽の一部を改正する法律』の趣旨は、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換並びに定期検査の受診率の向上等維持管理の指導強化、浄化槽処理区域の推進であり、</p> <p>環境省は、本年度、循環型社会形成推進交付金において、浄化槽設置整備事業（個人設置型）並びに浄化槽市町村整備推進事業として、1/3負担の予算措置を行ったところです。</p> <p>以上のことから、今後の社会情勢を見据え、『全道みな下水道構想』においては、広域化・共同化・集合処理の目線ではなく、個別処理の目線に立ち、浄化槽の推進を構想に明記する、又は、新たに、個別処理推進に立脚した汚水処理構想を策定することを要望いたします。</p> <p>併せて、環境省の循環型社会形成推進交付金と相まって、汲み取りからの転換も含めて、合併処理浄化槽の推進となる補助制度の創設を要望します。</p> <p>個別処理の推進は、環境対策としての汚水処理のみではなく、地域企業の存立基盤を確保し、そのことによって、雇用の確保、住民の定住、結果、市町村行政が存続し、地域住民の生活基盤が守られることにもなることから、北海道としての指導力を十分発揮されることも併せてお願いします。</p>		

【回答要旨】

・国（国交省、農水省、環境省）では、市街地、農山漁村等を含めた市区町村全域で効率的な汚水処理施設を推進するため、各種汚水処理施設の有する特性等を踏まえ、建設費と維持管理費を合わせた経済比較を基本としつつ、水質保全効果、汚泥処理方法等の地域特性や地域住民の意向を考慮し、効率的かつ適正な整備手法を選定するための構想である

「効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想」の策定を要請している。

道では、その北海道版である「全道みな下水道構想」を策定し、その時々課題に応じて適宜改訂をしてきており、近年は、人口減少による料金収入の減少や施設の老朽化に伴う改築費用の増大、担当職員の担い手不足など、市町村が抱える課題等に対応可能な効率的・持続的な汚水処理システムの構築を図るため、全道で21の集合処理区域を個別処理区域に移行するなどの改訂を平成31年3月に行っている。

・また、国（国交省、総務省、農水省、環境省）では、汚水処理施設の経営環境が厳しさを増している状況に鑑み、都道府県に対し、下水道等の持続可能な事業運営に向けて、平成34年度までの「広域化・共同化計画の策定」の策定を要請している。これを受けて道では、下水道、集落排水、浄化槽の庁内関係部による検討を進めているところ。

全道みな下水道構想では、合併処理浄化槽による個別処理の整備達成率が低いことが今後の課題となるため、環境部局関係機関と連携し、改善に向けて取り組むとされており、道としては、市町村に対し交付金制度の積極的な活用の促進など、汚水処理未普及人口の解消に努めてまいる。